

流行する前に早めの接種を！

## 季節性インフルエンザの予防接種はお早めに！

インフルエンザは、風邪に比べ症状が重く、感染力が強い病気です。特に高齢者は、肺炎の併発などが起きやすく注意が必要です。インフルエンザが流行する前の体調の良いときに受けましょう。

### ▶対 象 ①または②に該当する人

- ①接種日当日、65歳以上で、市内に住民登録（外国人登録）をしている人
- ②60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に障害が認められる人（身体障害者手帳1級で②の内容に該当する人。視覚・聴覚・肢体不自由の人は対象外）

### ▶期 間 令和3年1月31日(日)まで

### ▶と こ ろ 市内または荒尾市の実施医療機関

※事前に予約してください。

### ▶回 数 1回

### ▶自己負担金 1,000円（生活保護受給者は無料）

※今年度は、自己負担金を県が負担します。

### ▶必 要 な 物

- ・住所・氏名・生年月日が確認できる健康保険証や運転免許証など
- ・②に該当する人は、身体障害者手帳
- ・生活保護受給者は、生活保護受給証明書

### ■問合せ 保健衛生課（☎41-2669）

令和2年8月1日以降に生まれた乳児が対象

## ロタウイルス予防接種の定期接種を始めます

10月からロタウイルス予防接種が定期接種（無料）に変わります。ロタウイルスは乳幼児期にかかりやすい感染症で、発症すると、水のような下痢、嘔吐、発熱などの症状が起こります。重症になると、入院が必要になる場合もありますので、予防接種は必ず受けましょう。

### 【ワクチンの種類と接種回数】

種類	回数	接種期間
ロタリックス	2回	生後6週から24週まで
ロタテック	3回	生後6週から32週まで

※どちらのワクチンも同様の効果があります。

同じワクチンで、決められた回数接種しましょう。

※1回目は、生後14週6日までに接種しましょう。

### ▶接種開始日 令和2年10月1日(木)

### ▶対 象 令和2年8月1日以降に生まれた乳児

### ▶費 用 無料（公費負担）

※9月30日以前に接種した場合は、自己負担になります。

### ▶接種方法 市内の委託医療機関で接種できます

※事前に医療機関への予約が必要です。

### ■問合せ 保健衛生課（☎41-2669）

## 400ミリリットル献血にご協力ください

病気やけがで輸血を必要としている患者さんに安定的に血液を届けるために、皆さんの協力をお願いします。

とき	ところ	主 催
10月8日(木) 10:00～12:00、13:00～15:30	ミスター・マックス大牟田 駐車場	天の原・玉川校区まちづくり協議会
10月19日(月) 10:00～12:00、13:00～15:30	グッディ大牟田店 駐車場	羽山台校区まちづくり協議会
11月2日(月) 10:00～15:30	ゆめタウン大牟田 駐車場	大牟田3ライオンズクラブ

### ▶対 象 男性は17歳～69歳、女性は18歳～69歳。いずれも体重50キログラム以上の人。

※65歳以上は、60～64歳に献血経験のある人。服薬等により献血ができない場合もあります。

### ▶持つくる物 献血カードもしくは本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

### ▶注 意 風邪等症状のある人は参加を控えてください。マスク着用等咳エチケットに協力をお願いします。

### ■問合せ 福祉課 障害福祉担当（☎41-2663）

「おおむた+Walking」アプリを使った新感覚スタンプラリー

## まちなかARスタンプラリーを楽しもう！

「おおむた+Walking」のAR機能を使ったスマホでできる新感覚のスタンプラリーです。スマホとアプリがあれば、好きな時間にいつでも参加できます。期間中にARスタンプをすべて集めると、500ポイントとオリジナル缶バッジをプレゼント！



▶期 間 10月1日(木)～11月30日(月)

▶と こ ろ ARスタンプスポット全8カ所

※詳しい場所はアプリ内の「地図」で確認。

### ▶賞 品

①アプリの500ポイント（達成時に自動付与）

②オリジナル缶バッジ（1人1個限り）

→ 達成画面を福祉課健康対策担当（保健センター3階）

の窓口に掲示してください。

■問合せ 福祉課 健康対策担当（☎41-2668）

ARとは…実際の風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示するもの

詳しくは、  
ホームページへ



缶バッジは  
5種類！



好きな絵柄を  
選べますよ～

## オストメイト健康教室

オストメイト(人工肛門・人工膀胱を有している人)やその家族のQOL(生活の質)の向上の場として開催します。

▶と き 10月11日(日)午後2時～4時

▶と こ ろ 総合福祉センター（瓦町）

▶テー マ より良いシルバーオストメイト生活を  
送るためにストーマ外来へ行きましょう

▶講 師 皮膚・排泄ケア認定看護師

竹下 裕子さん

■問合せ 日本オストミー協会福岡県支部（☎・FAX  
092-572-7788）、同支部・鈴木（☎080-1215-1021）

## 日曜日に乳がん検査を

毎年10月第3日曜日は、乳がん検診の受診環境をつくる「ジャパンマンモグラフィーサンデー」です。市内では市立病院が賛同し、マンモグラフィー検査が受診できます(医師の視触診・診察なし)。オプションとして乳腺エコー検査も追加可能。

▶と き 10月18日(日)

▶と こ ろ 市立病院 健診センター

▶定 員 先着44人

▶検査費用 6,180円（大牟田市乳がん検診対象者は2,000円、無料クーポン券対象者は無料）

■申込み・問合せ 平日午前8時30分～午後5時までに同センター（☎53-1061）へ

## 男性のための排便トラブル予防教室

気持ちの良い毎日を送るためにお通じは重要です。お通じの話と、便秘・便失禁予防の体操を行います。

▶と き 10月19日(月)午後2時～4時

(1時30分開場)

▶と こ ろ 市保健センター1階⑥⑦番の部屋

▶定 員 20人

■申込み・問合せ 10月5日(月)から福祉課  
総合相談担当（☎41-2672）へ

## がん検診を受けましょう

早期にがんを発見するためには、定期的に受診することが大切です。

▶とき・ところ 12月6日(日) 大正小学校

▶検診項目 胃・肺・大腸・子宮頸・乳

▶対 象 子宮頸がんは20歳以上、他ののがんは40歳以上の市民

■申込み・問合せ 検診日の3週間前までに電話  
で福祉課 健康対策担当（☎41-2668）へ

※市国保の特定健診・20代30代健診を同時開催。  
詳しくは保険年金課（☎41-2606）へ。

## 後期高齢者医療加入の皆さんへ

※生活習慣病の治療を受けている人も受診できます！

# 今年度の健康診査は3月まで！歯科健診は12月まで！

健康診査は、生活習慣病の早期発見や重症化の予防ができる大切なものです。また、歯科健診は、口腔機能低下や肺炎等の疾病の予防に効果的です。今年度の受診がまだの人は、早めに受診しましょう。

### 健康診査 3/31まで

▶対象 後期高齢者医療の加入者

#### ▶受診方法

①個別健診

直接、医療機関に問い合わせてください。

②集団健診

国民健康保険の集団健診を利用して下さい。

直近の日程は下段で確認してください。

#### ▶必要な物

保険証・受診票・自己負担金（500円）

※後日、受診した医療機関から健診結果通知表が渡されます。

### 歯科健診 12/31まで

▶対象 後期高齢者医療の加入者で、今年度76歳以上になる人

※昨年度までに受診した人は受診できません。

▶受診方法 事前に歯科医院に予約してください。

▶必要な物 保険証・受診票・自己負担金（300円）

※受診票を紛失した人は再交付します。

福岡県後期高齢者医療広域連合（☎092651-3111）へ連絡してください。

■問合せ 保険年金課 後期高齢者医療担当

（☎41-2665）

## 国民健康保険加入の皆さんへ

# 健康診査を受けましょう

年に1度は健康チェックをしましょう。医療機関または、集団健診のいずれかで受けることができます。

▶対象 国民健康保険加入者（20～74歳）

▶持ってくるもの 保険証、受診券、自己負担金（500円）

#### 個別健診

近くの医療機関やかかりつけ医で受診できます。

▶申込方法 直接、医療機関に問い合わせてください。

※医療機関の一覧はこちら→



#### 集団健診

右表の日程で、受診ができます。

▶申込方法 健診の3週間前までに保険年金課へ電話で申し込んでください。※電子申請はこちら→



■問合せ 保険年金課 国民健康保険担当（☎41-2606）

#### <集団健診の日程>

実施日	会場	同時実施
11/7(土)	保健センター（旧保健所）	—
11/22(日)	吉野小学校	がん検診
11/29(日)	天領小学校	
12/6(日)	大正小学校	
12/13(日)	保健センター（旧保健所）	歯周病検診

※定員になり次第締め切ります。

※「健診のみ」「がん検診のみ」の申込みもできます。

※がん検診の申込みは、福祉課健康対策担当（☎41-2668）へ。

#### 一口メモ

特定健診を受けて、市販薬も控除に！／

#### 知っていますか？セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

セルフメディケーション税制とは、健康の増進や病気の予防のために特定健康診査やがん検診等の健康診査を受けている人が、自分や家族のために特定の市販薬（約1,800品目）を年間1万2,000円を超えて購入した場合に、超えた金額（上限8万8,000円）について所得控除を受けることができる制度です。

※セルフメディケーションとは…自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること

詳しくは  
こちらへ



厚生労働省  
ホームページ